

第3章 快適な都市環境の創造

近年、生活水準の向上やライフスタイルの多様化等を背景として、都市環境に対する住民の意識とニーズは、都市化の進展の中で失われてきた緑や水辺などの自然を回復することや震災の経験を踏まえて、快適で安全な質の高い都市環境の創出へと向けられている。また、地球温暖化対策が問題となっている中で、緑の役割の重要性が強く認識されてきており、今後の環境行政においては、多様な緑づくりへの積極的な対応が求められている。

そのためには、「緑の基本計画」の考え方をベースにしたうるおいある豊かな緑や美しい水辺、公園、緑地などのオープンスペースを巧みに取り入れた都市づくりや、自然的環境あるいは歴史的環境を積極的に保全することにより地域の特性を生かした個性的で住みよいまちづくりを進めていくとともに、緑化による地球温暖化対策の取り組みが重要となってきた。

そして、これらの環境づくりは、行政と地域住民の主体的な取組が相まってはじめて達成されるものであることから、地域住民とともに、まなび・つくり・まもり・そだてていく必要がある。

第1節 身近な緑の保全と緑化の推進

1 緑化の推進

(1) 公園など公共施設等の緑化

都市の緑は、人々にうるおいややすらぎを与え、個性ある景観を創造するのみならず、環境保全機能として気象条件の緩和、大気の浄化に加えて都市災害の拡大を防ぐなど安全で快適な生活を営むうえで重要な役割を果たしている。

平成22年度末までの公共施設等に植栽された実績は次のとおりである。(表 - 175)

表-175 植栽状況

施設名 \ 年度	18	19	20	21	22	累計
公園	1,731	-	6,175	29	4,700	775,222
道路	12,201	3,706	8,853	10,934	6,808	523,807
緑地・緑道	-	-	2,323	189		345,373
学校	-	-	-	-	661	163,707
公共財産	-	137	2,477	-	108	496,384
花壇	-	-	-	-	-	11,978
保全林等	-	-	-	-	-	13,693
各種施設等	5,228	3,822	11,948	10,024	6,506	465,177
合計	19,160	7,665	31,776	21,176	18,783	2,795,341
累計	2,715,941	2,723,606	2,755,382	2,776,558	2,795,341	

(2) 工場等の緑化

本市は、環境をまもる条例に基づき10,000㎡以上の工場敷地を有する工場と緑化協定を締結し、企業の努力によって緑化協定の締結を100%完了した。平成22年度末には、90社98工場で面積66.0万㎡の緑地があり、これらの緑地は、従業員の憩いの場として、さらに地域の環境改善にも寄与している。

また、市域で事業施行地積が500㎡以上3,000㎡未満の共同住宅又は500㎡以上の住宅以外の建設を目的とする開発事業を行う場合には、住環境整備条例に基づき一定規模の緑地を事業者の協力で造成するとともに、その維持、管理等について協定を締結し、地域環境の改善を図っている。平成22年度には、46件の緑化協定を締結し、3,070㎡の緑地が造成された。

さらに、ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境問題の改善を図るため、建築面積が1,000㎡以上の建築物を新築する場合に、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」に基づき建築物の屋上や壁面等の緑化が事業者には義務付けられている。平成22年度には、7件の届出があり、1,462㎡の緑地が造成された。

(3) 生垣等設置助成事業

緑視率を高め、まちの景観の向上に役立つだけでなく、防災上も効果があることから、生垣を新設もしくは改善した市民に対し、一定の助成を行っている。なお、震災復興基本計画に基づき平成7年度から助成基準を緩和し、事業の拡大を図っている。

平成22年度 助成なし

(4) 緑の相談所の利用状況

緑と花づくりの指導・相談を行うため、緑の相談所を設置し、市民の相談に応じるとともに、緑と花づくりの講習会・展示会を開催している。

平成22年度の緑の相談所の相談利用状況は次のとおりである。(表 - 176)

表 - 176 上坂部西公園及び中央公園パークセンターの「緑の相談所」における利用状況
(電話相談含む) (平成22年度)

相談数	相 談 内 容									
	花卉	そ菜	果樹	樹木	地被類	土壌・肥料	植栽計画	同定	病害虫	その他
3,292	1,102	260	225	828	3	83	8	130	357	296

市外居住者からの相談413件も含む

2 保護樹木等の指定等

(1) 保護樹木等の指定

緑が少ない本市において、点在する景観林や景観木は長年かかって築きあげられた貴重な財産である。そこで、先祖から引き継がれてきた樹木や古木を、環境をまもる条例に基づき、「保護樹木等」として指定している。(表 - 177)

表 - 177 保護樹木・樹林の指定か所数

類		年 度				
		18	19	20	21	22
樹 林	単 木 (本)	66	69	70	69	66
	(箇所)	40	40	40	40	40
	面積 (㎡)	76,796	76,796	76,796	76,796	76,796

(2) 農地の利用

市民の健康的な余暇活動に利用される市民農園や学童の土や農作物に対する愛情をはぐくみ情操面の向上等に役立てる学童農園を設置し、農用地の有効利用と緑地の保全を図っている。(表 - 178)

さらに、地域の特性を活かしながら、稲作から花づくり等への転換を図るとともに、季節感豊かな四季の花(牡丹園、バラ園、花菖蒲園等)が楽しめ、市民の憩いの場となるように農地等を整備した農業公園を市北部の田能地区に設置している。

表 - 178 地区別市民農園・学童農園等

(平成23年3月末)

地区	市民農園		学童農園		地区	市民農園		学童農園	
	数	面積 (m ²)	数	面積 (m ²)		数	面積 (m ²)	数	面積 (m ²)
小田	-	-	-	-	武庫	5	4,674	-	-
大庄	-	-	1	519	園田	7	11,148	-	-
立花	1	921	2	813	計	13	16,743	3	1,332

3 街なみ街かど花づくり運動

明るくさわやかなまちづくりの一環として、花と緑のあふれる美しいまちにし、本市のイメージアップを図るために、平成8年度から街なみ街かど花づくり運動を展開している。

花づくりの好きな人や、まちを美しくしたいと思っている人を中心とした市民の花づくりボランティア(花の世話役さん)組織「尼崎花のまち委員会」のもとに、花づくりの知識、技術を学びながら、種からの花苗づくり、植え付け、花壇の整備等を花の世話役さん自らで行うことによって、道行く人を元気づけ、花づくりを通じて人々のふれあいを深め、魅力あるまちにしていこうとするものである。

この、地域住民と行政が進める「街なみ街かど花づくり運動」を中心としたまちづくり活動が高く評価され、平成11年度「第9回花のまちづくりコンクール」において全国市町村部門で最優秀賞(建設大臣賞)を受賞した。

花の世話役さん135グループ(804人)(平成23年3月末現在)



街なみ街かど花づくり運動

4 花のまちあまがさきチューリップ運動

市民・事業者と行政が身近な場所に、栽培が簡単で幅広く親しまれているチューリップをはじめマリーゴールドやスイセン等を咲かせることにより、花のまちのイメージを内外に発信するために平成11年度から市民と行政の協働で「花のまちあまがさきチューリップ運動」に取り組んでいる。平成22年度は約28万1千本のチューリップが市内に咲き誇り、特に中央公園(2万7千本)とJR尼崎駅北緑道(1万2千本)のチューリップは市民や来訪者の目を



「中央公園芝生広場」

楽しませた。さらに中央公園では、開花期に間近で観賞していただけるように4月に花壇を開放した。また、幼稚園児による写生大会も開催した。

5 尼崎市緑化基金の設置

市制70周年を記念し、昭和61年4月1日に緑の保全と緑化を図る事業を推進するため尼崎市緑化基金を創設した。これは市、市民、事業者が一体となって、その利息で緑化事業を推進するもので、平成22年度は約212万円を積立て、平成23年3月末現在の積立累計額は約6億円である。

第2節 良好な景観の形成

1 都市景観

都市景観は、川や樹木といった自然や、人間が造りだした道路、橋、建物など、人の目に映る風景のみならず、人々の心のふれあいから醸しだされる親しみある美しさというような視覚以外のものも含んでいる。いわば、景観の対象は幅も広く、しかも、その創造には長い歳月を要し、何よりも市民と行政が一体となって推進しなければならないものである。

本市では、都市美の形成を図り、誇りと愛着と活力ある美しいまちを実現するため、尼崎市都市美形成条例（昭和59年尼崎市条例第41号）に基づき、尼崎市都市美形成基本計画を策定している。この基本計画は、都市美形成を目的とした施策と具体的に取り組むうえでの基本的な考え方を示すとともに、市民による都市美形成の指針としての役割を担うものである。

計画では、都市美形成の手法として、規制誘導、啓発誘導、助成指導、市民の実践活動及び整備事業の実施を挙げており、現在、この計画に基づいて取り組んでいるのは次のとおりである。

(1) 都市美に重大な影響を及ぼす行為の届出制度

この制度は、まちの景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築行為に対して、都市美の向上という観点から、デザイン等について協議、誘導を行うものである。

届出の対象は、高さ15m以上、5階以上、建築面積1,000㎡以上、立面積300㎡以上のいずれかに該当する建築物（図-70）で、平成22年度の48件を含め、これまでに2,522件の届出があった。

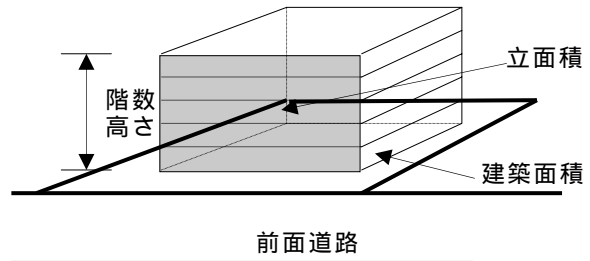
(2) 都市美形成市民団体、都市美形成地域の指定

本市の歴史の顔である寺町地域については、その美しいまちなみや建築物を守り育てるための団体として、昭和63年8月に「美しく寺町を守る会」を都市美形成市民団体に認定するとともに、平成元年7月に都市美形成地域に指定した。

図 - 70 届出の必要な建築物の大きさ

次のいずれかに該当する新築、増築
 <届出基準>

- (1)階数 …5階以上
- (2)高さ …15m以上
- (3)建築面積 …1,000㎡以上
- (4)立面積 …300㎡以上



備考 立面積とは、前面道路又は敷地に接する公園、広場、水面などから水平に見た形で算定する建築物の当該前面道路等に面する壁面等の面積で、二つ以上の道路等に面する場合は、それらの合計。

(3) 都市美形成建築物の指定・表彰制度

地域の景観を特徴付けている建築物等や歴史的・建築的価値をもつ建築物等で都市美の形成上重要な価値があるものを「都市美形成建築物」として指定し、修景保全を進めており、これまでに28件を指定したが、震災により11件は修復できず滅失した。残り17件は修復を行い、保存されることになった。

また、平成14年3月から、都市美形成建築物の所有者等からなる都市美形成建築物所有者ネット研究会を立ち上げ、お互いに情報交換を図ったり、学識経験者や専門家の指導助言を得ながら、市内外の伝統的建築物の所有者と交流するなど、建築物の保存や活用について学び、地域の大切な景観や文化を守るなどの活動を行っている。

平成20年度は、会のパンフレット「尼崎のふるさと、まちなに残る美」を作成し、市内外に情報発信を行った。登録の希望がある建物については国の登録有形文化財に登録をする取組を行っており、平成22年度までに6件の登録が行われている。



表彰制度としては、市民、事業者の景観形成意識を深め、協働により地域の魅力の向上を図ることを目的として、「まちかどチャームング賞」を設け、美しいまちの景観を創り、守り、育てる優れた取組みを表彰している。この表彰は昭和61年度からおおむね3年ごとに実施しており、「まちなみ景観部門」「建造物部門」「まちかどスポット部門」「都市美形成活動部門」の4部門を設けている。平成18年度に第7回を実施し、特別賞1件、まちなみ景観・都市美形成活動部門2件、建造物部門1件、まちかどスポット部門1件の5件を表彰し、これにより延べ37件の建築物と活動を対象に表彰している。第8回を平成23年度に実施する。

都市美形成建築物（市内一円）

「都市美形成建築物の保存は所有者の理解と献身的な日々の努力によって支えられている。」

第7回まちかどチャームング賞で都市美形成建築物の所有者の会の活動が特別賞を受賞した



第7回まちかどチャームング賞

受賞建築物・活動(まちなみ景観・都市美形成活動部門)2件

『関西労災病院・ホスピタルパーク
いぶきの園』



構想と理解そして実現とボランティア活動という線でつながった関係各位の精神と努力を評価

『まちなみ美化活動とまちどおり保存
～蓬川側道の美化活動～』



昭和のまちどおりが住民による清掃活動を通じて残されている。

(4) 助成制度

都市美形成市民団体や都市美形成協定の活動に対する助成並びに都市美形成地域内の建築物等及び都市美形成建築物等の建築行為に対する必要な助成をこれまでに110件行った。

(5) ガイドラインの策定等

専門家と市職員で都市美アドバイザーチームを組織し、公共施設のデザイン向上のための研究や民間への助言を行っている。

また、都市美誘導のためのガイドラインとして、これまでに「建築設計編」、「サインデザイン編」、「彫刻・モニュメント編」、「緑化デザイン編」、「ストリートファニチュア編」、「水のあるデザイン編」を策定している。また、平成19年度には「ごみ置き場」のガイドラインを策定した。

(6) 整備事業の実施

策定したマニュアルの実践として、まちの景観ポイントをつくるための「みちすじ・まちかど整備事業」、わかりやすいまちづくりの一環として「サイン整備事業」等により、これまでに42件（サイン39基設置）実施している。

(7) 屋外広告物の許可制度及び広告業の登録制度

尼崎市では、美観風致を維持し、広告物等と地域環境との調和を図るための施策として、屋外広告物条例を平成21年4月から施行している。

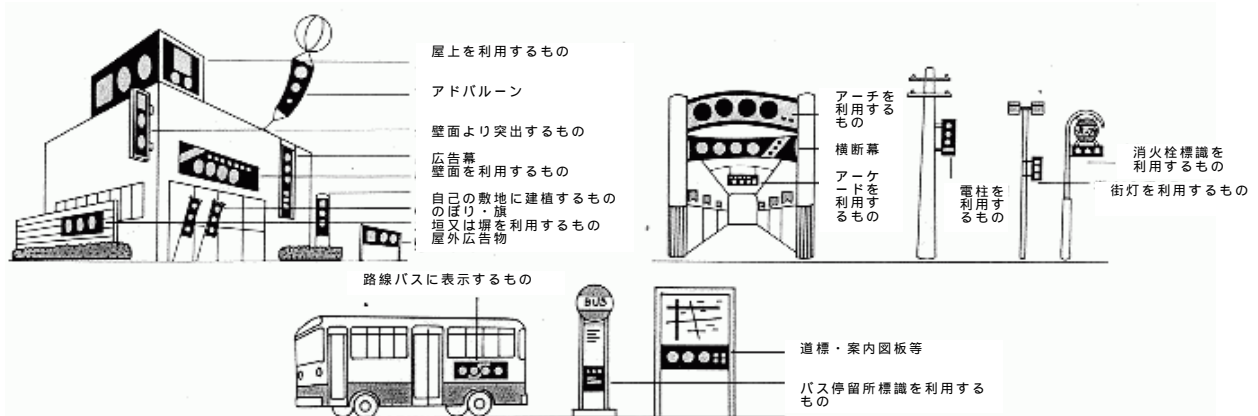
広告物が無秩序・無制限に氾濫すると、まちの景観や美しい自然景観を損なうことにもなることから、必要な規制を行なっている。

又、屋外広告業者が市内で屋外広告物の表示等の工事を行うためには、市に登録する必要がある。

表-179 規制のあらまし

		規 制 地 域		
地 域 区 分		<p>禁止地域 禁止によって良好な景観を守っていく地域 原則として広告物の掲出は禁止されている。 自家用の広告物や道標・案内図板については許可基準に適合すれば許可を受けて掲出できる。 自家用の広告物については、一定の基準内であれば許可は不要。</p>		<p>許可地域 許可によって良好な景観を誘導していく地域 原則として広告物掲出には許可が必要 自家用の広告物については、一定の基準内であれば許可は不要。 商業系の地域とその他の地域では、一部の広告物については異なる許可基準を定めている。</p>
		<p>第1種禁止地域 風致地区及び特別緑地保全地区 重要文化財</p>	<p>第2種禁止地域 第1種、第2種低層住居専用地域及び第1種、第2種中高層住居専用地域 景観形成地区及び風景形成地域 都市公園 官公署、学校、図書館、公会堂 古墳、墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会</p>	<p>第3種禁止地域 高速道路等 名神高速道路、阪神高速道路</p>
備 考		<p>原則として禁止されているが、適用除外として認められるものもある。</p>		<p>原則として許可が必要であるが、適用除外として認められるものもある。</p>

許可地域における広告物の例



2 歴史的景観

(1) 歴史的景観の保全

東の猪名川と西の武庫川によってはぐくまれてきた尼崎は、田能遺跡に見られるように、2千年以上前から人々の営みがくり返され、京と西国とを結ぶ水陸の交通の要衝として、また、海に面した城下町として、豊かな自然のもとに繁栄した。明治以降は、日本の近代化により、わが国有数の工業都市として発達してきた。こうした歴史のなかで、尼崎は、多くの文化財や歴史的景観を有していたが、時代の波や都市化の波に押し流され、現在では、尼崎がかつて城下町であった面影を保持しているのは寺町と築地地区のみとなっている。

本市では、この歴史あるまちを更に豊かなものとして次代に引き継いでいくために、阪神尼崎駅南側を「歴史文化ゾーン」として位置づけ、水と緑に恵まれたうるおいあるまちなみや歴史と文化に彩られた生き生きとした美しいまちづくりに向けて整備を進めてきた。



寺町

それぞれの時代のなかで蓄積されてきた歴史的遺産は、壊されると二度ともどらない貴重な文化的遺産である。

時代の生き証人である歴史的遺産は、

ともすれば日常生活に密接なかわりが少なく、その価値や保全の必要性はなかなか理解されにくい面もあるが、文化財や歴史的景観保全のための啓発活動を積極的に展開し、市民が文化財や歴史的景観を通じて郷土に誇りを感じ、愛着を抱くことによって、活力ある美しいまちを創造していかなければならない。

市民共有の歴史的景観を活用するまちづくりは、時にはその地域住民の生活の一部を制限することもあり、なによりも地域住民の理解と協力を得て、未来へと継ぐ新しいまちづくりを進めていく必要がある。

本市は、近松門左衛門とゆかりが深いことから近松を尼崎の顔として、また文化振興のシンボルとして市制70周年（昭和61年）を契機に、「近松のまち」にふさわしい環境の整備、近松文化活動の推進、近松文化の発信等の事業を展開している。

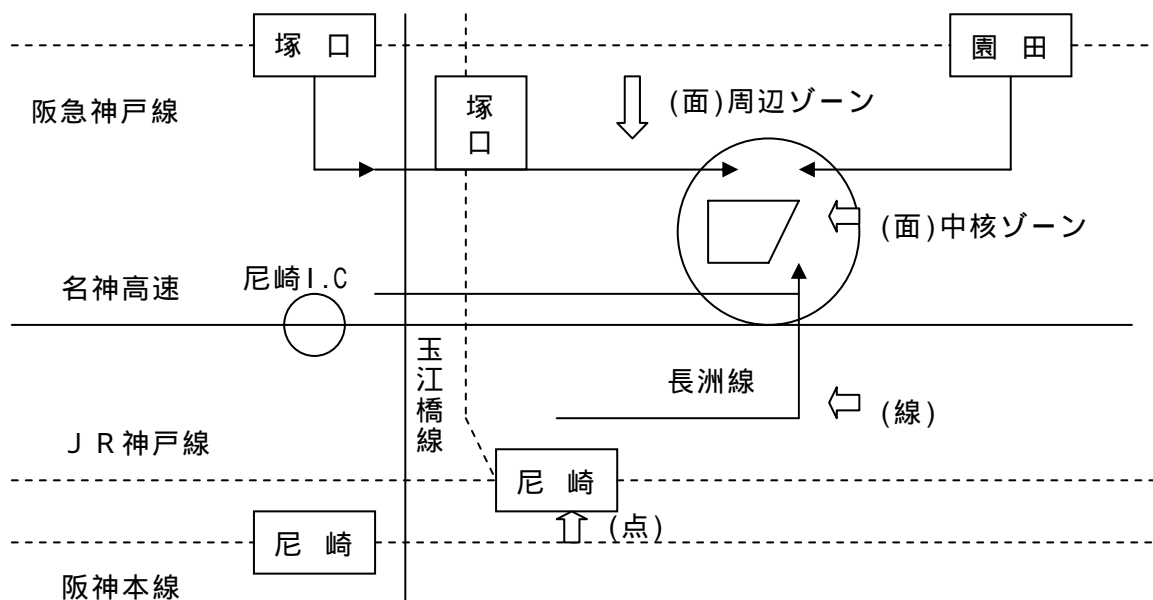
また、国指定史跡の近松の墓所や近松記念館の周辺を「近松の里」と名付け、近松のまちにふさわしい環境の整備に取り組んできた。

「近松の里」には、古墳や近松ゆかりの社寺等の歴史的遺産、さらに日本庭園風にデザインされた近松公園などが集積しており、風情やロマンの感じられる貴重な環境を形成している。

この地域の持っている歴史的遺産や、景観資源を活かし、面・線・点という視点から歴史と文化のふれあう魅力あるゾーンとして整備を進めてきた。(図 - 71)

図 - 71 「近松の里」概略地図

- (面) 中核ゾーン：近松の墓・広濟寺・近松記念館・近松公園周辺
 周辺ゾーン：概ね西正寺・上坂部商店街・伊居太神社・小園公民館を含む範囲
- (線) 「面」と「点」をつなぐ動線
- (点) 「近松の里」への玄関口となる部分
 主要駅（JR尼崎・塚口駅、阪急塚口・園田駅、阪神尼崎駅等）
 名神高速道路尼崎インターチェンジ



(2) 文化財保護

本市は、縄文時代晩期から今日に及ぶ約2,500年の長い歴史があり、市内には国や県の指定文化財をはじめ数多くの貴重な史跡・文化財などの歴史的遺産が残されている。そのため、尼崎市文化財保護条例（昭和57年尼崎市条例第7号）を制定し、国・県の指定文化財以外で特に文化的価値の高いものを市指定文化財に指定して保護を図っており、平成23年3月末現在、国指定文化財10件、県指定文化財11件、市指定文化財39件、国登録文化財9件を数えている。

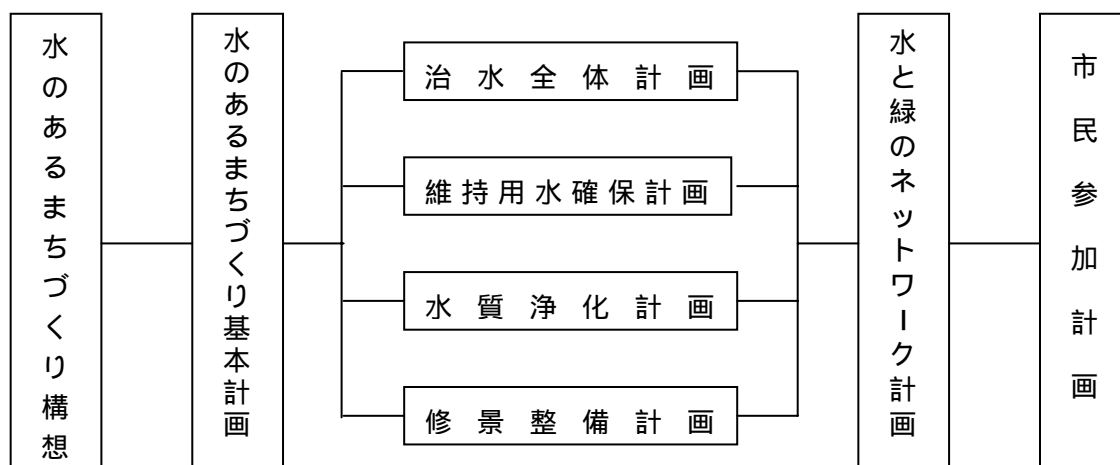
また、考古資料、民俗資料等を文化財収蔵庫や田能資料館で保存し、市民に公開している。

第3節 快適な都市生活空間の創出

1 水のあるまちづくり計画の推進

本市では、まちづくりにおける水空間の創出や公共施設などへの水空間の導入及びこれらを通じた自然環境の保全、市民と水とのふれあいの場づくりなどの基本方向を定めた「水のあるまちづくり構想」に基づき、「水のあるまちづくり基本計画」（以下、この節において「基本計画」という。）を昭和60年度に策定し、それに沿って各種事業を進めている。（図 - 72）

図 - 72 水のあるまちづくり基本計画の構成



基本計画は、河川、水路、海及び運河を都市景観の主要な要素として位置づけ、治水、水質の浄化、流量の確保を図るとともに、周辺の水辺空間の整備とあわせて、まちなみ、道路などと調和のとれた全体景観を創出し、水のある自然環境を創造するための施策の基本となるものである。また、公共施設、民間施設にも水を導入し、地域全体を水に親しむまちとしてネットワーク化を図るための施策の基本となるものである。このような水を取り入れたうるおいのあるまち尼崎を市民、事業者等による市民参加のもとに創出していく。

既に、具体的な水辺空間整備の一環として、武庫川六樋からの4本の水路が並走している常吉源太郎橋周辺水路と浜田排水路の一部区間を修景整備した。

また、基本計画で「水と緑のシンボル軸ゾーン」を設定しており、庄下川中流部については、「ふるさとの川モデル事業」として、周辺の景観やまちづくりと一体となった河川改修を行い、親水性に配慮し護岸や良好な水辺空間の整備を進めてきた。

下流部においては、阪神尼崎駅周辺を「都市の顔」として、にぎわいのある都心を構築すべく、都市ホテル街区、駅前広場や中央公園等の基盤整備を進め、都市ホテル、多目的ホール「オクト」、庄下川修景整備が完了している。

また、周辺の再開発事業等により土地利用の更新と高度化を、生活文化拠点として国際化、高度情報化に対応した都心機能を整備し、これらをスカイウェイで有機的に結んでいる。

これらの背後のまちづくりと庄下川との一体的整備による都市景観の形成を図るべく、水質浄化に積極的に取り組み、水生生物の生息にも配慮しつつ、うるおい、やすらぎの空間を創出していく。

さらに、国道43号以南の運河水路部を7ゾーンに分け、各地域の特性に配慮して、護岸敷地や海岸を活用してアメニティ豊かな親水空間を創出する「リフレッシュポートあまがさき計画」の整備も兵庫県が中心となって進められている。現在、蓬川の一部が供用されているほか、北堀運河(港橋～西堀橋間及び港橋～蓬川間の一部)、中堀運河(八幡橋～北堀運河間)、尼崎閘門や海岸でも市民が水に親しめる快適な親水空間が整備されている。

2 憩いとふれあいのある空間の創出

(1) 公園緑地の整備

山や森林などの自然に恵まれない本市は、公園整備を昭和40年代から着実に進めてきた。(平成23年3月末現在339箇所、約190.83ha(県立公園2か所を含む)、面積比約2.0倍)整備にあたっては、街区公園をはじめとして、都市緑化植物園である上坂部西公園(面積約2.7ha)、スポーツなどが楽しめ、かつ、災害時の避難場所となる防災公園としての小田南公園(面積約5.3ha)、全国初の大気汚染対策緑地である元浜緑地(面積約3.7ha)など、特色のある公園緑地の整備を重点的に進めてきた。

今後も、快適な都市環境を創出するため、地域住民の積極的な参加による、地域にふさわしい魅力ある公園緑地の整備を図っていく。

(2) みち空間の整備

人々の憩いや話し合いの場としてのみち空間の機能を回復するため地区会館、学校、公園、駅などを安全で快適な道路で結ぼうとするコミュニティ回廊の整備を進めてきた。

3 人と生き物にやさしい環境づくり推進事業

「自然との共生」の実現を図るため、市内に点在する環境資源の生態特性等を考慮しながら、自然環境の保全・復元・創出の方法やその効果的な活用などを明らかにするとともに、市民等と協働・連携の仕組みづくりを構築し、市民主体による環境づくりを推進していく。

具体的には、市内小学校に設置されている学校ビオトープの見学会や、ビオトープをフィールドとした植栽や植物維持管理作業などの技術支援や管理講習会を中心に行うものである。平成22年度は、あまがさき環境オープンカレッジ主催講座として、潮小学校のビオトープの見学を実施し、管理方法や、環境教育への活用について学習した。このような活動を通じて環境啓発事業を行っている。

4 美化推進事業の展開

「私たちのまちは、私たちの手で」を合い言葉に、各地域において市民・事業者・行政が一体となった美化推進事業を展開している。主な事業の成果は次のとおりである。(表-180)

(1) ふれあい美化運動

前年度同様、低年齢層に対する環境教育の推進を図るといった観点から、児童・生徒・育友会等及び小・中学校を中心とした美化実践活動を推進した。

(2) 10万人わがまちクリーン運動

市制80周年を契機として、市民・事業者・行政が一体となって取り組んだ全市一斉「10万人わがまちクリーン運動」を継続して実施することによ



10万人わがまちクリーン運動

り、市民のわがまち意識の醸成を図り、住みよきさわやかなまちづくりを推進している。

なお、平成22年度も、「春の10万人わがまちクリーン運動」に、市民をはじめ、ごみ収集運搬業者等市内の民間企業のボランティア参加を得て、市と事業者の協働事例となった。

(3) ラブリバー庄下川作戦

庄下川を「ふるさとの川」として守り、未来に受け継いでいくため、周辺企業や地域団体が中心となった「庄下川ラブリバー委員会」が平成7年度より実施している事業である。市の中央部を流れる庄下川を清掃することで、河川愛護精神の高揚を図り、また、水と親しみ、ふれあうことができる川のあるまちづくりを推進している。



ラブリバー庄下川作戦

(4) 猪名川クリーン作戦

河川清掃や水質調査などを通じて、猪名川流域の市民、企業、自治体のネットワークづくりを目指しながら、猪名川への関心を高め、多様な生物が棲める自然や清流を取り戻すことを目的に、流域で活動する市民団体や企業が中心となり平成16年度より実施している事業である。

(5) たそがれクリーンキャンペーン

市内主要駅を中心としたクリーンキャンペーンを行うことによって、自分たちの住むまちは、自分たちできれいにするといいわがまち意識を創出するための事業である。

平成22年度についても、「たそがれクリーンキャンペーン」を実施し、ポイ捨ての多いJR尼崎駅周辺については、クリーンキャンペーン強化週間を設定し、近隣住民、事業者及び市関係課の協力を得ながら集中的に清掃及び啓発活動を行い、当該駅周辺においての環境美化推進を図った。



たそがれクリーンキャンペーン

表 - 180 主な美化推進事業（平成22年度）

事業名	事業内容	場所	実績
市民によるふれあい美化運動	各地区の区域内の環境美化運動を市民運動推進委員会、各地区推進協議会が主体となり、年間を通じて実施した。	ターミナル、主要道路、生活道路、河川敷など	随時各地区で自主的に実施
春の10万人わがまちクリーン運動	5月16日（日）に市内一斉のクリーン運動を実施した。	市内の9駅前広場及び6河川敷	参加人員 19,825人 収集したゴミの量 32.4ト 可燃ゴミ 31.2ト 資源ゴミ 1.2ト
わがまちクリーン月間	5月をクリーン運動月間に指定し、清掃活動を実施した。	学校・公共施設周辺道路	参加人員 14,008人
ラブリバー庄下川作戦	7月17日（土）に清掃活動が実施された。	庄下川玉江橋周辺	参加人員 172人 収集したゴミの量 1.75t
猪名川クリーン作戦	2月5日（土）に猪名川流域24箇所で一斉清掃活動が実施された。	猪名川流域24箇所（内、市内8箇所）	実施団体 48団体 参加人員 1,284人
たそがれクリーンキャンペーン	7～9月にかけて市内の主要駅を中心としてクリーンキャンペーンを行い、清掃活動及び、啓発活動を行った。	阪神尼崎駅北側	第1回 7月30日 第2回 9月11日 参加人員 66人
		JR尼崎駅北側	第1～5回（強化週間） 8月23日～27日 参加人員 204人
		JR立花駅南側	第1回 8月6日 第2回 9月24日 参加人員 49人